報告事項5 (周知・報告)

堺市立の中学校における大阪府公立高等学校入学者選抜の 資料となる調査書評定の記載誤りについて

標記について、次のとおり報告する。

令和4年4月25日

堺市立の中学校における大阪府公立高等学校入学者選抜の資料となる 調査書評定の記載誤りについて

1 事案の概要

大阪府公立高等学校の令和4年度一般入学者選抜において、堺市立の中学校3校が75 人分の調査書評定を誤って記載し、府内の公立高等学校24校に提出していたことが判明 した。

これを受け、当該の高等学校において、正しい調査書をもとに改めて合格者の判定を行ったところ、府立高等学校2校で2人の生徒が新たに合格となることが判明した。

2 府教育庁としての対応

- ・当該府立高等学校において上記2名の生徒を新たに合格者とし、府立高等学校への入学 を希望する生徒の受入れについては、万全を期する。
- ・市町村教育委員会に対して今回の事案を周知し、同様の事案が起こらないよう徹底を図 る。



堺市報道提供資料

令和4年4月22日提供

市立中学校における大阪府公立高等学校入学者選抜調査書評定の誤記載について

堺市立中学校 3 校において、令和 4 年度大阪府公立高等学校入学者選抜調査書(「以下、調査書」)の評定(9 教科 5 段階の成績)について、生徒計 75 名の調査書に誤記載があったことが判明しました。これに伴い誤記載のあった調査書の差し替えを行い、各高等学校で再度選抜を行った結果、不合格となっていた生徒 2 名が本来合格であったことが判明しました。

関係の保護者、生徒の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、教育委員会として進路指導の重要性を再認識し、今後このような事態を二度と起こさないよう再発防止に取り組みます。

事案の概要については、以下のとおりです。

1 誤記載の内容

いずれも一般入学者選抜(公立高校の主に普通科の受験)に際して、志望校に提出した調査書に記載した評定に誤記載がありました。(計 3 校 75 名分)

【A 校】生徒 22 名分 【B 校】生徒 49 名分 【C 校】生徒 4 名分

2 誤記載による生徒への影響

対象となる生徒 75 名が受験した高等学校の調査書の差し替えを行い、各高等学校で再度選抜を行った結果、当初不合格であった生徒 2 名が追加合格となりました。残る 73 名については合否に影響がありませんでした。

3 事案の経緯

【A校】

·4月13日(水)

令和 3 年度に卒業した生徒の保護者から、「進学した高校から開示された受験時の評定に誤りがある」という問い合わせを受けた A 校が、当該卒業年次の全生徒の調査書を確認した結果、22 名の調査書で 1 年次評定に誤りがあることが判明しました。

·4月14日(木)

教育委員会事務局(以下「市教委」)の指導主事が A 校において調査書を確認し、評定に誤記載があったことを大阪府教育委員会(以下「府教委」)に報告を行いました。

•4月15日(金)

A 校において誤記載のあった 22 名の調査書を修正し、それぞれが受験した高等学校を訪問し、調査書の差し替えを行いました。



調査書の再提出を受けた高等学校が改めて選抜を行った結果、「1 名の生徒が不合格から合格になる」旨の報告を府教委から受けたため、A 校は当該生徒のご家庭を訪問し、謝罪と説明を行いました。(この時点で、合否に影響がなかった 21 名には A 校が電話連絡をし、後日訪問することとなりました。)

·4月16日(土)~20日(水)

再選抜の結果、合格となった生徒の家庭に改めて、A 校、市教委、府教委が訪問し、また合否に影響がなかった 21 名の家庭には A 校、市教委が訪問し、謝罪と説明を行いました。

【B·C校】

·4月18日(月)

A 校を除く全市立中学校(42 校)へ市教委指導主事を派遣し、調査書の確認を行ったところ、B 校、C 校の 2 校で合計 53 名の評定に誤りがあることが判明したため、府教委へ報告を行いました。

·4月19日(火)

B 校、C 校において調査書を修正し、誤記載のあった生徒が受験した高等学校を訪問し、調査書の差し替えを 行いました。

調査書の再提出を受けた高等学校が改めて選抜を行った結果、「B 校で 1 名の生徒が不合格から合格になる」 旨の報告を府教委から受けたため、B 校、市教委、府教委が当該生徒のご家族と会い、謝罪と説明を行いました。

•4月19日(火)~21日(木)

4月18日(月)に誤記載が判明した生徒のご家庭を直接訪問し、謝罪と説明を行いました。

4 原因

調査書は、各中学校の調査書作成担当者が、各中学校が管理している生徒の成績等のデータを府教委作成の「調査書作成ソフト」に取り込んで作成しています。

今回の事案は「調査書作成ソフト」で調査書を作成するに当たり、ソフトに取り込むための成績データを各中学校の調査書作成担当者が誤った内容で作成したことによります。調査書作成担当者がマニュアルに定められている手順を確認せず作業を行い、また本来、作成した調査書を、調査書を作成する基となる生徒の記録である指導要録等の資料と突合し、複数人で確認、点検すべきところを怠っていたことが原因です。

5 今後の対応

再選抜の結果、追加合格となった生徒とそのご家庭に対しては、ご本人のご意向等を最大限尊重し、府教委と綿密に協議を行い、対応します。

6 再発防止策

- ・令和4年4月25日(月)に臨時の校長会を開催し、学校が再発防止に強い意識を持って取り組むよう、教育長・教育監より進路指導について指示、徹底します。
- ・研修等を通じ調査書が、生徒の将来を決定する重要な書類であるということを改めて全校長、進路指導主事をはじめ、全教員に周知、徹底します。

参考資料



・本件事案の原因究明と再発防止策の検討を行うため、有識者等による第三者委員会を設置します。

・第三者委員会の助言を踏まえ、進路業務に対する意識の改善を図るとともに、資料確認の方法を始めとするチェ ックの仕組について見直しを行います。

担 当 課:教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 担 当 者:川端(7404)

問い合わせ先

話: 072-228-7436 ファックス: 072-228-7421